

MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要

(近海かつお一本釣り漁業)

I. 申請者

名 称：社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会
住 所：東京都千代田区内神田 1-3-1 トーハン第3ビル3階

II. 申請された漁業

認証対象魚種： カツオ (*Katsuwonus pelamis*)
漁獲の方法： 一本釣り
漁業種類： 近海かつお一本釣り漁業
漁 場： 南西諸島海域、伊豆小笠原諸島海域、九州西方海域、
紀州・房総沖海域、三陸東沖海域
認証対象者： 全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の近海かつお一本釣り漁船
(67 隻)
(静岡県 2 隻、三重県 11 隻、高知県 20 隻、宮崎県 34 隻)

III. 審査開始日

平成 22 年 8 月 27 日から開始

IV. 漁業の概要

1. 漁業許可の取得状況

漁業法第 52 条で規定する指定漁業の許可を取得している。
指定漁業の許可は「漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令」で規定しており、
遠洋かつお・まぐろ漁業は同政令 1-8 で、近海かつお・まぐろ漁業は同政令 1-9 で規
定されている。
なお、漁業許可は 5 年ごとに実施される指定漁業の許可等の一斉更新において、許
可受給者としての適格性等について審査が行われ更新される。
漁業許可証では漁業者が遵守すべき、操業海域等の制限又は条件が付されている。

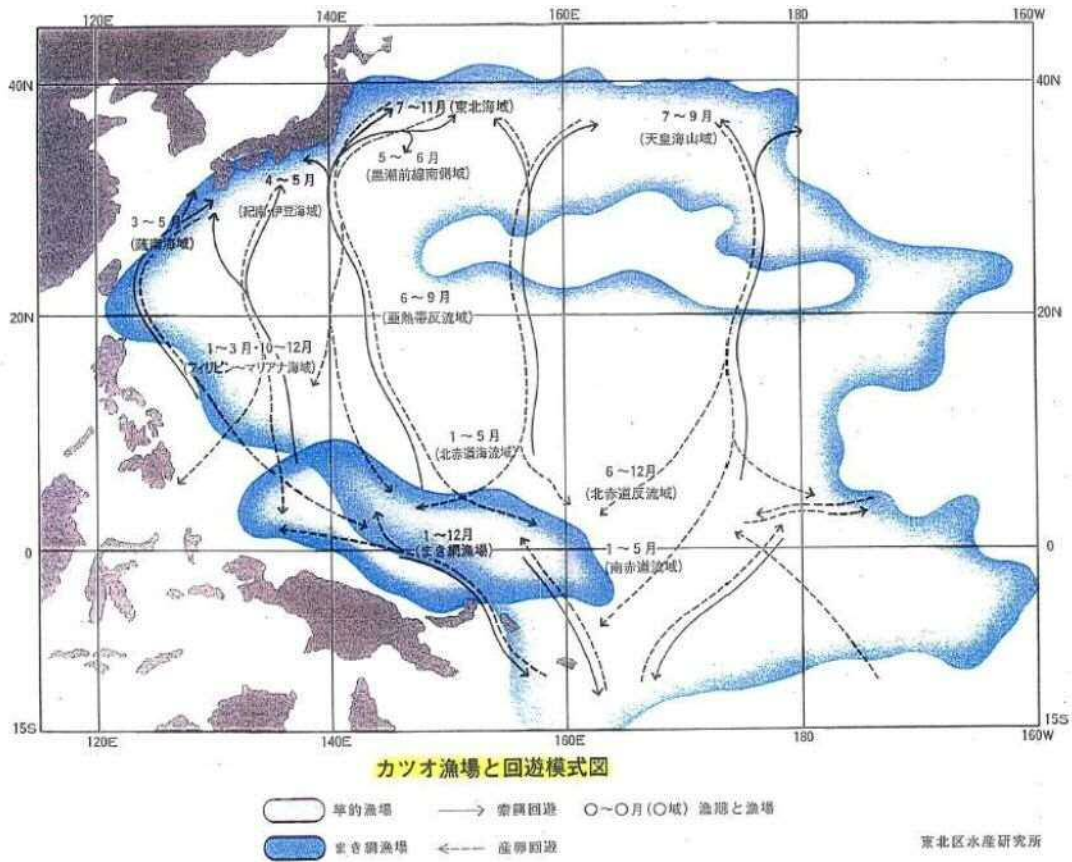
2. 漁業実態

当該かつお一本釣り漁船は、漁業許可制度上、近海船と遠洋船があるが、いずれも、
「近海かつお一本釣り漁業」の操業形態を取っている。
近海かつお一本釣り漁業は、漁獲したカツオを生鮮カツオとして市場に水揚げして
いる。
カツオの日本周辺海域への回遊経路は、黒潮沿いに来遊する黒潮ルート、紀州の南
側から来遊する紀州ルート、マリアナ・小笠原・伊豆諸島沿いに北上する伊豆・小笠
原ルート、伊豆諸島東沖合を北上する東沖ルートが考えられている。

漁場探索後、漁場が形成されている水域で、餌と散水により群れを集めた後、疑似餌を用いて釣り竿で1尾1尾釣り上げる漁法である。

近海かつお一本釣り漁業の操業は、1月～2月にマリアナ諸島周辺海域、沖縄・奄美・種子島周辺で操業を開始し、その後、5月頃には伊豆諸島、房総沖に移動、7月頃から三陸沖で操業し11月頃に当該年の漁期を終える。

なお、操業形態は、夏場から晩秋にかけて、房総沖から三陸沖まで北上する「東沖操業」と、房総・三陸に北上せず長崎県五島列島周辺へと移動する「西沖操業」に大別される。





釣針



操業風景

3. 漁獲量

カツオを漁獲対象とする漁業種類は、近海かつお一本釣り漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、大中型まき網漁業、曳縄漁業、沿岸漁業等であり、これらの漁業種類によるカツオの国内生産量は概ね30万トン前後で推移している。この内、近海かつお一本釣り漁業の生産量は、10年前は7万トン前後であったが、最近では5万トン前後で推移している。

4. 資源管理等の現状

カツオは高度回遊性魚類であり、中西部太平洋海域に広く生息している。

中西部太平洋海域で、当該近海かつお一本釣り漁船が操業する日本周辺海域はカツオの分布縁辺部にあたる。

中西部太平洋海域全体のカツオの資源状況については、高位にあるとの評価となっており、公的な資源管理等の措置は取られてないのが現状である。

5. 漁場環境の保全措置

カツオの資源評価については前記の通りである。こうした資源評価とは別に、近海かつお一本釣り漁船から寄せられる資源状況を踏まえ、公的措置ではないが、全国近海かつお・まぐろ漁業協会独自の取組みとして「カツオ資源の保護及び持続的利用を目的とした自主的漁獲規制」を2008年漁期（平成20年1月）より講じている。自主的漁獲規制の具体的な取組み内容は、カツオの年間漁獲量を上限5万トンとすること、また、決められた月に各船が3回休漁することとしている。

この自主的漁獲規制に取組む漁船は、全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の67隻（平成22年度）の近海かつお一本釣り漁船（許可制度上の遠洋船も含む）である。

6. モニター

平成15年12月に、近海かつお一本釣り漁業の経営改善等について協議することを目的とした「近海かつお漁業問題検討会」を設置した。

この検討会は、船主・船頭等が構成員となっており、他の漁業種類との調整問題、カ

ツオ資源の動向等、幅広い検討を行っている。

この検討の中で「カツオ資源の保護及び持続的利用を目的とした自主的漁獲規制」を講じていくことが合意されている。その取組み状況については、毎月、漁獲量を集計し実施状況を確認している。カツオの漁獲数量を上限5万トンとしているが、4万トンに達した時点で協議することになっている。

また、休漁の実施については沖で組織されている「全国近海かつお一本釣り漁業漁労長会」で、各船が取決め内容の遵守状況を確認している。

この自主的規制の取組みは業界独自に実施するものであり、各船の漁獲活動を制限するものではないが、実施に当たっての問題点等は、近海かつお漁業問題検討会及び全国近海かつお一本釣り漁業漁労長会で逐次協議することとしている。

7. 漁港、市場の実態

近海かつお一本釣り漁船の主な水揚げ港は、鹿児島漁港（鹿児島県）、長崎漁港・佐世保漁港（長崎県）、御前崎漁港（静岡県）、勝浦漁港（千葉県）、気仙沼漁港（宮城県）及び漁船の地元漁港である。

8. 水揚実績

漁獲物の大半を鮮魚向けに産地市場に出荷する場合と、産地市場を経由することなく漁業者自らが岸壁で箱詰めし、トラックに積み込んだ後に県内外の消費地市場に直接運び込む陸送集荷形態がある。

9. 水揚量管理の実態

各市場においては、水揚計算書等により水揚量の管理を行っており、後刻、地元の漁業協同組合を通じ漁業者へ連絡される。

10. 毎年の資源管理の実態

近海かつお一本釣り漁船が取組む自主的漁獲規制については、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国近海かつお・まぐろ漁業協会会員組織、（一部の）漁業協同組合、漁業者（船主・漁労長）の総意で取組むこととなっている。

前記した通り、自主的漁獲規制の実施状況については、月ごとに集計しその結果を全国近海かつお・まぐろ漁業協会の関係者へ通知している。

11. 漁期前説明会等での周知

近海かつお漁業問題検討会で当該年の総括等を実施しており、その場で自主的規制の取組内容等について確認している。

併せて、全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の近海かつお一本釣り漁船が所属する各地域においては、それぞれに組織されている部会等において確認を行っている。

1 2. 資源評価について

カツオは高度回遊性魚類で、中西部太平洋海域に広く生息し、日本国内でカツオを漁獲対象とする漁業種類は、沿岸漁業、近海かつお一本釣り漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、まき網漁業と多岐にわたることから、近海かつお一本釣り漁業のみの資源評価は出来ない。また、カツオは日本漁船のみならず世界の漁船が漁獲することから、我が国のみならず、国際的機関による資源評価が求められる。

我が国においては（独）水産総合研究センターによる資源評価が行われている。これに合わせて、中西部太平洋まぐろ類条約の中における科学委員会等による資源評価に基づくこととする。

1 3. 資源生態

分布・回遊について、カツオは太平洋、大西洋、インド洋において熱帯・温帯海域に分布している。日本周辺海域に來遊するカツオは熱帯海域から日本周辺海域へ回遊するが、その経路については、前記の通り、黒潮沿いに來遊する黒潮ルート、紀州の南側から來遊する紀州ルート、マリアナ・小笠原・伊豆諸島沿いに北上する伊豆・小笠原ルート、伊豆諸島東沖合を北上する東沖ルートが考えられている。

年齢・成長については、1歳で体長30～40センチ・体重1.2～2.0キロ、2歳で50～60センチ・体重3.0～3.5キロ、3歳で60～70センチ程度・体重3.5キロ以上（いずれも概数）である。

産卵は赤道付近から北緯20度の海域ではないかと推測され、一般的に成熟は早いとされている。

また、寿命は一般的に8歳～10歳前後であると言われている。

1 4. 海上投棄防止対応状況

海洋は漁業者の生活の場であり、海洋を汚染することは、そのまま魚類へ悪影響を及ぼすことになる。

近海かつお一本釣り漁業は国民へ動物性蛋白質を供給する使命を持つが、その観点からも海上投棄については注意を払っている。

今後は、近海かつお漁業問題検討会において、海洋汚染防止に関する勉強会等を実施し、海洋汚染につながるゴミ等の海中投棄禁止の徹底及びパンフレット等を作成し関係漁業者への啓蒙を図る。

1 5. 無用な漁獲、捕獲の軽減・回避の取組

近海かつお一本釣り漁船が水揚する気仙沼漁協及び千葉勝浦漁協に水揚げられたカツオの、サイズ別、月別水揚数量を2002年～2009年まで検証した。

16. 漁期前説明会等での周知

近海かつお漁業問題検討会で近海かつお一本釣り漁業を取り巻く様々な問題について協議しており、資源の持続的有効利用の観点から、資源の動向、海上投棄防止、小型魚の漁獲回避等について確認している。

併せて、全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の近海かつお一本釣り漁船が所属する各地域においては、それぞれに組織されている部会等において確認を行っている。

近海かつお一本釣り漁業認証のポイント（FAO ガイドライン、パラ28～32関連）

（1）管理システム

（考慮対象魚種及び生態系への影響に関する管理がしっかりしているか？漁業者や地域の情報・知恵を含め適正な評価を考慮し管理しているか？）

漁業法で規定する指定漁業である。指定漁業の許可は「漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令」で規定し、近海かつお・まぐろ漁業は同政令で規定されている。漁業許可は5年ごとに実施される指定漁業の許可等の一斉更新において、適格性等について審査が行われ更新される。漁業許可証では漁業者が遵守すべき、操業海域等の制限又は条件が付されている。近海かつお一本釣り漁船は、専ら中西部太平洋まぐろ類保存管理条約（WCPFC）水域で操業しており、その委員会で採択された保存管理措置を遵守している。また、水産庁の監視取締船や科学オブザーバーによる的確な指導體制が整えられている。また、水産庁の指導や水産研究所の調査分析結果を受けつつ、業界としても、当該年の総括等を行い、操業に関する取組内容等について確認している。全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の所属する各地域においては、それぞれに組織の部会等において確認を行っている。

（2）考慮対象魚種資源

（資源レベルは適当か？枯渇レベルに近い場合は回復させる管理をしているか？）

カツオは中西部太平洋海域に広く生息している。全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属のかつお一本釣り漁船が操業する日本周辺海域はカツオの分布縁辺部にあたる。中西部太平洋海域全体のカツオの資源状況については、高位にあるとの評価となっており、公的な資源管理等の措置は取られてない。こうした資源評価とは別に、近かつ協独自の取組みとして「カツオ資源の保護及び持続的利用を目的とした自主的漁獲規制」を2008年より講じている。自主的漁獲規制の具体的な取組み内容は、カツオの年間漁獲量を上限5万トンとすること、また、決められた月に各船が3回休漁することとしている。この自主的漁獲規制に取組む漁船は、全国近海かつお・まぐろ漁業協会所属の67隻（平成22年度）の近海かつお一本釣り漁船である。併せて、資源回復及び資源の持続的利用のため、1キロ未満の小型のカツオの漁獲を極力避け、より大きい体重の別の群れを探索し漁獲することに努めている。

(3) 漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮

(対象魚種以外の魚類資源の混獲し絶滅の危機にさらしていないか?その他の生態系に深刻な結果をもたらすと思われる悪影響ないか?悪影響がある場合、その対応策は?)

カツオ一本釣り漁業では専門的にカツオの群れを求めて操業するので、他の魚種の混獲は殆どない。また、海洋汚染防止法に則り、操業を行っている。海洋は漁業者の生活の場であり、海洋を汚染することは、そのまま魚類へ悪影響を及ぼすことになるので、近海かつお漁業問題検討会において、海洋汚染につながるゴミ等の海中投棄禁止の徹底及びパンフレット等を作成し関係漁業者への啓蒙を図っている。一本釣り漁法では放置漁具の問題は存在しない。

近海かつお一本釣り漁業認証に関する管理の特長

近海かつお一本釣り漁業は、漁場探索後、漁場が形成されている水域で、餌と散水により群れを集めた後、疑似餌を用いて釣り竿で1尾1尾釣り上げる漁法で、漁獲したカツオを生鮮カツオとして市場に水揚げしている。漁業の操業は、1月～2月にマリアナ諸島周辺海域、沖縄・奄美・種子島周辺で操業を開始し、5月頃には伊豆諸島、房総沖に移動、7月頃から三陸沖で操業し11月頃に当該年の漁期を終える。なお、操業形態は、夏場から晩秋にかけて、房総沖から三陸沖まで北上する「東沖操業」と、房総・三陸に北上せず長崎県五島列島周辺へと移動する「西沖操業」に大別される。カツオを漁獲対象とする漁業種類は、近海かつお一本釣り漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、大中型まき網漁業、曳縄漁業、沿岸漁業等があるが、これらの漁業によるカツオの国内生産量は概ね30万トン前後で推移している。この内、近海かつお一本釣り漁業の生産量は、最近は5万トン前後で推移している。

カツオは日本漁船のみならず各国の漁船が漁獲することから、我が国のみならず、国際的機関による資源評価が求められる。我が国においては(独)水産総合研究センターによる資源評価が行われ、併せて、WCPFCの科学委員会等による資源評価に基づいている。年齢・成長については、1歳で体長30～40センチ・体重1.2～2.0キロ、3歳で60～70センチ程度・体重3.5キロ以上と見込まれる。寿命は一般的に8歳～10歳前後であると言われている。

各市場においては、水揚計算書等により水揚量の管理を行っている。全国近海かつお・まぐろ協会では「カツオ資源の保護及び持続的利用を目的とした自主的漁獲規制」が合意され、毎月、漁獲量を集計し実施状況を確認している。カツオの漁獲数量を上限5万トンとしているが、4万トンに達した時点で協議することになっている。この自主的規制の取組みは業界独自に実施するものであり、実施に当たっての問題点等は、近海かつお漁業問題検討会及び全国近海かつお一本釣り漁業漁労長会で逐次協議している。近海かつお一本釣り漁船が取組む自主的漁獲規制については、全近かつ協、全近かつ協会員組織、漁業協同組合、漁業者(船主・漁労長)の総意で取組んでいる。漁獲成績報告書を水産庁に提出して

いる。WCPFC委員会で採択された保存管理措置は、関係漁業者に適宜書面で案内し、また各種会議の場でも通知し、遵守に遺漏のないよう指導している。